

議案第 37 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定める。

平成 23 年 6 月 6 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(三田市市税条例の一部改正)

第1条 三田市市税条例(昭和32年三田町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第54条第6項中「、地方開発事業団」を削る。

(三田市公益目的通報者保護条例の一部改正)

第2条 三田市公益目的通報者保護条例(平成18年三田市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「同項第1号の3」を「同項第1号の2」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)の施行の日(当該日がこの条例の公布の日の前であるときは、公布の日)から施行する。

(地方開発事業団等に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に設けられている全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団については、なお従前の例による。